

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会ホームページ広告掲載基準

平成 29 年 5 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が管理するホームページのトップページへの広告掲載を適正に行うため、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の企画及び数量等)

第 2 条 要領第 4 条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

形式 GIF（アニメ不可）、JPEG

データ容量 100KB 以下

広告の掲載位置 協会ホームページトップページ下部

(URL <http://hellomorioka.jp/> の冒頭頁の所定の位置)

広告の枠数 12 枠

(広告の禁止事項)

第 3 条 要領第 7 条第 1 項第 1 号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。

例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。

(3) 実際には機能しないもの。

例) 入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が協会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの。

(5) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの。

(広告の制限事項)

第 4 条 要領第 7 条第 1 項第 2 号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると協会が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第5条 要領第9条第1項の規定による広告掲載料は、協会賛助会員については1枠あたり月額10,800円(消費税及び地方消費税を含む)とし、その他の者については、1枠あたり月額16,200円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、協会に一任するものとする。